

## 介護予防給付ケアマネジメント委託について

## 1. 委託事業所について（報告）

地域包括支援センターは、介護保険法第115条の23第3項の規定により、指定介護予防支援の一部を委託することができます。地域包括支援センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の決定については、本委員会で審議することとなっていますが、令和5年5月18日の本委員会において、委託する居宅介護支援事業所が、指定居宅介護支援事業所であり、かつ介護予防支援従事者研修を終了している場合には、事後報告で承認を受けることが了承されました。令和6年度に委託契約した以下の5事業所について事後報告として承認を求めます。

	法人名	事業所名	事業所所在地	管理者
1	医療法人 岩河会	指定居宅介護支援事業所 さくらケアプランセンター	香美市土佐山田町 百石町2丁目1-50	立仙 里美
2	株式会社いろは	居宅介護支援事業所 いろは	香美市土佐山田町 百石町1丁目6-24	田村 美和子
3	特定非営利活動 法人まおり	ケアプランセンター あいな	香南市野市町みどり野東 1丁目22	門田 美和
4	株式会社 ケアぷら	ケアマネステーション 虹のそら	香南市野市町2609番地7 小原コーポ2-101	濱崎 美和
5	エヌサービス 合同会社	ケアマネセンター向日葵	香南市野市町西野2123番地25 天山台マンション202号室	中山 麻紀